

ねんきんコーナー

国民年金保険料の後納制度について

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申込手続きをすることで、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限って、過去10年分までさかのぼって保険料を納めること（後納）ができます。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している方は対象になりません。

◆後納制度利用のメリット

- ①納め忘れの期間を納めることで、年金受給資格を得られる可能性があります。
- ②すでに年金受給資格を満たしている方でも、未納期間の後納保険料を納めることで将来受け取る年金額が増額。
- ③会社員や公務員の配偶者の扶養から外れた時に、国民年金への切り替えの届出がされていなかった方が手続きをすれば、後納制度を利用でき、年金額が増額。

希望する方は、申込書の送付依頼を年金事務所へお願いいたします。

（日本年金機構のホームページからも取得できます。）後日申込書が送付されますので、必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。審査後、通知書及び納付書が送付されますので、金融機関などで納めてください。

過去3年度以前の保険料を後納する場合には、当時の保険料額に加算額がつかます。また、後納保険料の納付は、最も古い期間から納めるようになります。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（課直通）

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616



毎年10月1日は「浄化槽の日」

平成13年4月より、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などに帰し、美しく豊かな自然を守ります。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないといと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、美しい自然をみんなですべていきたいと思います。

- 保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをおすすめします。
- 清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。町長の許可を受けた業者に頼みましょう。
- 法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

務付けられています。

◆指定検査機関

高知県環境検査センター
☎ 088-860-2400

○お問い合わせ
本庁 住民課 衛生施設整備係
☎ 43-2800（課直通）

不法投棄は重大な犯罪です！

廃棄物の適正な処理を行わない、一部のモラルのない人たちによる不法投棄が後を絶ちません。路上、山林、河川敷、空き地、果ては川などに流すという、悪質なケースもあります。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で「何人もみだりに廃棄物をすててはならない」と不法投棄を禁止するとともに、罰則として「5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）」と定められています。

廃棄物は決められたルールに従って処理しましょう。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800（課直通）

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113（直通）